

改正

平成28年10月6日規則第35号

築上町霊園条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、築上町霊園条例（平成18年築上町条例第103号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請)

**第2条** 条例第6条第1項の規定により、築上町霊園（以下「霊園」という。）墓地の使用の許可を受けようとする者は、やすらぎの丘霊園墓地使用許可申請書（様式第1号）に住民票の写し等を添付し、町長に提出しなければならない。

(申請の競合及び抽選)

**第3条** 霊園の使用について申請が競合した場合は、抽選によりこれを決定することができる。

(墓地の指定)

**第4条** 使用墓地は、大きさごとに町長があらかじめ定めた番号により指定するものとする。

(許可証の様式)

**第5条** 条例第6条第2項に規定するやすらぎの丘霊園墓地使用許可証（以下「許可証」という。）は、様式第2号によるものとする。

(使用面積)

**第6条** 条例第8条第1項ただし書に規定する特別の理由とは、公共事業等により町内に現存する墳墓及び碑石並びにこれらに類する施設の移転の場合とする。

(管理人の選定)

**第7条** 条例第14条の規定により、管理人を選定し、又は管理履行誓約をするときは、やすらぎの丘霊園墓地管理人選定届（様式第3号）又はやすらぎの丘霊園墓地管理履行誓約書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 築上町に隣接する市町村（行橋市、豊前市、みやこ町）に居住している使用者については、この限りではない。

3 その他状況に応じ、町長が不要と認めた場合は、この限りではない。

(使用の制限等)

**第8条** 条例第15条に規定する墓地の使用の制限等は、次に定めるとおりとする。この場合において、高さは、路面を起点とする。

(1) 碑石等の正面は、原則として、通路に面し平行に設置すること。

(2) 植栽は、あらかじめ、町長に承認を得た樹種とし、常に高さ及び葉張りは、次のとおりとすること。

ア (大) 高さ2.5メートル、葉張り1.0メートル以内

イ (中) 高さ2.0メートル、葉張り0.8メートル以内

ウ (小) 高さ1.5メートル、葉張り0.5メートル以内

(3) 植栽及び囲障の設置を行う場合は、通路その他の墓地の施設又は隣接地に障害を及ぼさないようにすること。

(使用地の管理)

**第9条** 使用者は、次に掲げる事項を遵守し、注意をもって墓地を管理しなければならない。

(1) 常に使用地を清掃すること。

(2) 墓碑の転倒その他により第三者に危険又は迷惑を及ぼすおそれがあるときは、直ちに、修理その他必要な措置を講ずること。

(碑石等設置の届出)

**第10条** 使用者は、墓地内に碑石等を設置、改修又は模様替えをしようとするときは、やすらぎの丘霊園墓地碑石等設置届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 使用者は、前項に規定する工事が完成したときは、やすらぎの丘霊園墓地碑石等設置完了届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(使用権の承継)

**第11条** 条例第16条第2項の規定により、墓地の使用権を承継しようとする者は、やすらぎの丘霊園墓地使用承継許可申請書(様式第7号)に従前の許可証及び承継原因を証する書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、町長は、これを審査し、適当と認めるときは、当該申請人に対し許可証を交付する。

(墓地の返還)

**第12条** 条例第18条の規定により、墓地を返還しようとする者は、やすらぎの丘霊園墓地返還届(様式第8号)に許可証を添付し、町長に提出しなければならない。

(埋葬又は改葬)

**第13条** 使用者が埋葬又は改葬をしようとするときは、町長に許可証を提示し、当該事項の記入を受けなければならない。

2 前項の埋葬の場合は、やすらぎの丘霊園墓地埋葬届（様式第9号）に火葬証明書又は改葬許可証を添付し、町長に提出しなければならない。

（使用許可証の再交付）

**第14条** 条例第20条第1項の規定により、使用許可証の再交付を受けようとする者は、やすらぎの丘霊園墓地使用許可証再交付申請書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（氏名又は住所等の変更届）

**第15条** 使用者は、氏名又は住所等の変更をしたときは、速やかに、やすらぎの丘霊園墓地氏名（住所等）変更届（様式第11号）に許可証及び住民票の写し又は戸籍謄本若しくは抄本の写しを添付し、町長に提出しなければならない。

（補則）

**第16条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年1月10日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の椎田町霊園設置条例施行規則（平成5年椎田町規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成28年10月6日規則第35号）

この規則は、平成28年10月6日から施行し、平成28年9月1日から適用する。

様式第1号（第2条関係）

やすらぎの丘霊園墓地使用許可申請書

年 月 日			
築上町長                      様			
申請者 住 所 ふりがな 氏 名                      ㊟ 電 話                      (     )			
やすらぎの丘霊園墓地を使用したいので、築上町霊園条例第6条第1項の規定により申請します。			
使 用 墓 地	種 別	使用区画及び面積	
	大、中、小	1区画	平方メートル
	利用墓地	第	区 列 番
本 籍	都道 府県	市 郡	
現住所	〒□□□□-□□□□ 都道 府県	市 郡 世帯主 (                      )	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（本人又は管理人） <input type="checkbox"/> 墓地証明書 <input type="checkbox"/> その他 (                      )		
*墓地番号	区 列 番	*許可番号	第                      号

\*印のところは、記入しないでください。

様式第2号（第5条関係）

許可証番号 第 号

やすらぎの丘霊園墓地使用許可証

使用者

本籍 都道 市  
 ----- 府県 郡 -----

住所 都道 市  
 ----- 府県 郡 -----

氏名 ----- 様

年 月 日付で申請のあった墓地の使用については、築上町霊園  
 条例の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

築上町長 印

使用墓地	種 別	墓地（大、中、小）
	墓 地 番 号	第 区 列 番
	使 用 区 画 及 び 面 積	区画 平方メートル
備 考		

## 注 意 事 項

- 1 許可証の保存  
この許可証は、当霊園を使用している期間中必要ですから大切に保管しておいてください。
- 2 管理人の選定  
使用者が町外の場合又は町外に転出したときは、町内居住者の中から管理人を選定し、又は管理履行誓約書を町長に届け出てください。
- 3 工事の届出  
使用者は、墳墓及び碑石等を新設、改修又は模様替えをしようとするときは設置届を、工事が完成したときは完了届を町長に提出してください。
- 4 使用者の承継  
使用権を承継しようとするときは、申請書を町長に提出し、許可証の書替えを受けてください。
- 5 使用墓地の返還  
使用墓地が不用になったとき又は使用権を取り消されたときは、これを原状に回復し、申請書にこの許可証を添えて提出してください。
- 6 埋葬、改葬  
埋葬又は改葬しようとするときは、この許可証に火葬証明書又は改葬許可証を添えて提出してください。
- 7 許可証の再交付  
この許可証を損傷又は紛失したときは、再交付を受けてください。  
(再交付は、手数料が必要です。)
- 8 氏名、住所等の変更  
使用者が氏名、本籍又は住所等を変更したときは、申請書に住民票の写し又は戸籍謄(抄)本の写しを添えて届け出てください。
- 9 使用許可の取消し
  - (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
  - (2) 使用権を承継人以外の者に譲渡し、又は転貸したとき。
  - (3) 使用許可を受けた日から5年経過しても墳墓を設け、碑石等を建設しないとき。
  - (4) 管理料を滞納し、その期間が3年を経過したとき。
  - (5) 築上町霊園条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- 10 不可抗力による  
事故の責任、天災地変等不可抗力の損害については、一切町において責任を負いません。
- 11 使用者の義務  
町の管理の範囲は、霊園内周辺環境の美化保持のための管理であり、使用者が設置した碑石、植栽等の管理責任は負いません。使用者は、他に危険を及ぼし、又は妨害にならないように注意してください。

埋 蔵 (埋 葬) 者							
氏 名 性 別 生 年 月 日	死 亡 者 の 本 籍	死 亡 者 の 住 所	死 亡 年 月 日	埋 蔵 年 月 日	使用 者 と の 続 柄	記 入 者 印	
			改 葬 年 月 日	改 葬 先			
・ ・ 生	都 道 市 郡 府 県	都 道 市 郡 府 県	・ ・	・ ・			
・ ・ 生	都 道 市 郡 府 県	都 道 市 郡 府 県	・ ・	・ ・			
・ ・ 生	都 道 市 郡 府 県	都 道 市 郡 府 県	・ ・	・ ・			
・ ・ 生	都 道 市 郡 府 県	都 道 市 郡 府 県	・ ・	・ ・			
・ ・ 生	都 道 市 郡 府 県	都 道 市 郡 府 県	・ ・	・ ・			
・ ・ 生	都 道 市 郡 府 県	都 道 市 郡 府 県	・ ・	・ ・			

様式第3号（第7条関係）

やすらぎの丘霊園墓地管理人選定届

年 月 日	
築上町長                    様  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">                     使用者 住 所                      ふりがな                      氏 名                    ㊟                      電 話                    (    )                 </div>	
築上町霊園条例第14条の規定により、下記のとおりお届けします。	
許 可 番 号	年 月 日付 第 号
墓 地 番 号	種 別    墓地（大、中、小）
	墓地番号    第      区      列      番
	使用区画 及び面積    1 区画    平方メートル
管 理 人	住 所
	氏 名
	生 年 月 日
	使用者との続柄
	連 絡 方 法    電 話                    (    )

上記のことについて、使用者から管理一切の依頼を受け、これを承諾いたします。

年 月 日

住 所  
氏 名                    ㊟

様式第4号（第7条関係）

やすらぎの丘霊園墓地管理履行誓約書

年 月 日	
築上町長                    様	
使用者 住 所 ふりがな 氏 名                    ㊟ 電 話                    (    )	
築上町霊園条例第14条の規定により、下記のとおりお届けします。	
許 可 番 号	年 月 日付 第 号
墓 地	種 別    墓地 (□大・□中・□小)
	墓地番号    第      区      列      番
	使用区画 及び面積    1区画 □5・□7・□12 平方メートル
遵守事項 1 築上町霊園条例第9条第2項に規定されたもの 2 築上町霊園条例施行規則第9条に規定されたもの 3 その他墓地の管理に必要な措置	

上記のことについて、墓地の管理にかかわる一切の事柄について履行することを誓約いたします。

年 月 日

住 所  
氏 名                    ㊟

様式第5号（第10条関係）

やすらぎの丘霊園墓地碑石等設置届

年 月 日	
築上町長 様	
使用者 住 所 氏 名 ㊦ 電 話 ( )	
私は、墓地内に碑石等の工事を施工したいので、築上町霊園条例施行規則第10条第1項の規定により、下記のとおりお届けします。	
許 可 番 号	年 月 日付 第 号
工 事 場 所	種 別 墓地（大、中、小）
	墓 地 番 号 第 区 列 番
	使用区画・面積 1区画 平方メートル
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
工 事 内 容	
工 事 施 工 者	住 所
	氏 名
	商 号 電 話 ( )
添 付 書 類	設計図書、請書等

様式第6号（第10条関係）

やすらぎの丘霊園墓地碑石等設置完了届

年 月 日	
築上町長 様	
使用者 住 所 氏 名 ㊦ 電 話 ( )	
私は、墓地内に碑石等の工事を施工し、工事が完了しましたので、築上町霊園条例施行規則第10条第2項の規定により、下記のとおりお届けします。	
許 可 番 号	年 月 日付 第 号
工 事 場 所	種 別 墓 地 (大、中、小)
	墓 地 番 号 第 区 列 番
	使用区画・面積 1区画 平方メートル
工 事 完 成 年 月 日	年 月 日
工 事 内 容	
工 事 施 工 者	住 所
	氏 名
	商 号 電 話 ( )
添 付 書 類	完成図書、写真等



様式第8号（第12条関係）

やすらぎの丘霊園墓地返還届

		年 月 日	
築上町長		様	
		使用者 住 所	
		氏 名 ㊦	
		電 話 ( )	
<p>下記のとおり、使用墓地を返還したいので、築上町霊園条例第18条の規定によりお届けします。</p>			
許 可 番 号	年 月 日付 第 号		
使 用 墓 地	種 別	墓地（大、中、小）	
	墓 地 番 号	第 区 列 番	
	使用区画・面積	1区画 平方メートル	
既納額使用料	円		
既納額管理料	円		
返 還 理 由			
現 状 及 び 措 置 理 由	（改葬先）		
添 付 書 類	使用許可証・その他（ )		





